

福祉生活病院常任委員会資料

(平成31年3月6日)

【件名】

- 1 第6回全国高校生手話パフォーマンス甲子園の開催日の決定について
(障がい福祉課)・・・1
- 2 鳥取県東部圏域の新たな医療連携フォーラムの開催について
(医療政策課)・・・2
- 3 平成31年度国民健康保険事業費納付金の修正について
(医療・保険課)・・・3
- 4 鳥取県薬物濫用対策推進計画(第2期)のパブリックコメントの実施について
(医療・保険課)・・・5

福祉保健部



第6回全国高校生手話パフォーマンス甲子園の開催日の決定について

平成31年3月6日
障がい福祉課

本年秋に開催する「第6回全国高校生手話パフォーマンス甲子園」の開催日程が決定しました。
大会開催に向けて、5月20日(月)から7月5日(金)まで高校生チームの参加申込み受付を行います。

記

1 期日

平成31年(2019年)9月29日(日)

2 会場

とりぎん文化会館 梨花ホール(鳥取市尚徳町101番地5)

3 概要

(1) 目的

ろう者とうろう者以外の者が互いを理解し共生することができる社会を築く「鳥取県手話言語条例」の理念を実現すべく、全国の高校生が手話言語を使った様々なパフォーマンスを繰り広げる場をつくり発信することにより、多くの人に手話言語の魅力や手話言語が優れた意思及び情報伝達手段であることを実感してもらうとともに、手話言語とパフォーマンスを通じた交流の推進及び地域の活性化に寄与することを目的に、「全国高校生手話パフォーマンス甲子園」を“手話の聖地”鳥取県で開催する。

(2) 主催 手話パフォーマンス甲子園実行委員会

(3) 共催 鳥取県、公益社団法人 鳥取県聴覚障害者協会

(4) 特別協賛 日本財団

(5) 特別協力 一般財団法人 全日本ろうあ連盟

(6) 出場 予選審査を通過した15チーム

(7) 演技内容

手話言語を使った歌唱、ダンス、演劇、ポエム、コント、落語、漫才などのパフォーマンス

(8) 大会の予選参加申込み

5月20日(月)から7月5日(金)まで ※7月19日(金)が予選審査動画の提出締切

4 交流会

9月28日(土)に出場チーム・関係者が一堂に会する交流会を開催

5 今後の主な日程

5月20日(月)～7月5日(金) 参加申込み受付

7月19日(金) 予選審査動画の提出締切

8月1日(木)及び2日(金) 予選審査会及び結果発表

9月28日(土) リハーサル、交流会

9月29日(日) 本大会

6 参考：過去の大会

大会名	日付	場所
第1回大会	平成26年11月23日(日・祝)	鳥取県立生涯学習センター 県民ふれあい会館
第2回大会	平成27年 9月22日(火・休)	米子市公会堂
第3回大会	平成28年 9月24日(日)	倉吉未来中心
第4回大会	平成29年10月 1日(日)	とりぎん文化会館
第5回大会	平成30年10月 7日(日)	米子コンベンションセンター

鳥取県東部圏域の新たな医療連携フォーラムの開催について

平成31年3月6日
医療政策課

県立中央病院、鳥取赤十字病院の新病院完成に伴い、県民にとって関心の高いがん、脳卒中、心臓病等の疾病に対する医療提供体制がどう変わっていくのか、また、今後の病病連携や病診連携等の地域の医療連携の方向性等について県民の皆様に理解を深めていただくためのフォーラムを開催しました。

- 1 日 時 平成31年2月24日（日）午後3時から午後5時20分まで
- 2 場 所 県立中央病院（新病院）多目的ホール（鳥取市江津730）
- 3 来場者数 約250名
- 4 内 容

(1) 基調講演「新病院と地域医療」

- 講師 梶井 英治（かじい せいじ）氏
茨城県西部メディカルセンター 病院長、鳥取県医療人材顧問、倉吉市出身。

【概要】

- 県東部は、一般的に圏域内で医療が完結できており、また医療機関の連携や周辺圏域（県中部・兵庫県但馬）への支援も行っている点で、客観的に見て充実している。
- さらに良くするためには、住民にも限りある医療資源を認識してもらい、医療のかかり方に気をつけるなど、地域医療を守り育てる意識を皆が持つことが重要。（“地域医療づくり”は“まちづくり”につながる。）
- ※そのほか、二つの公立病院を再編統合して茨城県西部メディカルセンターを立ち上げた経験等を語っていただきました。

(2) パネルディスカッション「鳥取県東部圏域の新たな医療連携」

- コーディネーター兼コメンテーター
梶井 英治氏、藤井 秀樹（鳥取県福祉保健部長）
- パネリスト
池口 正英氏（鳥取県立中央病院 院長）、西土井 英昭氏（鳥取赤十字病院 院長）
早田 俊司氏（鳥取市立病院 病院長）

【概要】

- パネリストの3病院の院長による各病院の紹介（中央病院、鳥取赤十字病院は新病院の機能を中心に、鳥取市立病院は力を入れている救急や地域包括ケアの取組について紹介）
- 当日、会場から出た質問に対し、各パネリストと意見交換（今後の東部の医療を守っていくためには、急性期や回復期、在宅医療も含め、病院と病院、病院と診療所間の「連携」が重要であること等について確認）

※会場の様子



梶井先生

平成31年度国民健康保険事業費納付金の修正について

平成31年3月6日
医療・保険課

平成31年度国民健康保険事業費納付金（1月21日開催の常任委員会で報告）について、正規の納付金額より多く提示していたことが判明したため、市町村に改めて修正後の納付金額を再提示しました。

1 平成31年度国保納付金について

激変緩和措置を納付金に反映する過程で、後期高齢者支援金分の県繰入金 143,284,909 円を介護納付金分の県繰入金 70,919,651 円で算定してしまったため、結果として12市町村に総額7千万円余り納付金を多く提示していたもの。

正しい納付金	15,334,423,747 円
先に提示した納付金	15,406,789,005 円
差額	△72,365,258 円

※ 市町村ごとの修正の状況は次のページであり、対象となる12市町村は全て減額という結果であった。

2 判明後の措置について

- ・ 納付金算定に係る全ての算定過程を改めて精査した上で正規の納付金額を算定した。
- ・ 2月18日に市町村へ修正後の納付金額を提示するとともに、必要な対応をお願いした。

※既に当初予算等を編成されていた市町村では、今回の修正が納付金の引き下げの方向であり、今後の予算執行状況や公費の動向で必要に応じて補正対応等について検討されるとのことであった。

3 平成31年度納付金算定のスケジュール

平成30年12月28日（金） 納付金本算定の開始

平成31年 1月 4日（金） 市町村へ仮提示

（この提示を受け、市町村において運営協議会や予算編成作業に着手）

※市町村から可能な限り、早く提示してほしいという要望を受けている中、県として年始早々の提示を目指して作業を行ったが、再確認が不十分であった。

なお、市町村への正式な通知は、3月中に行う予定。

4 再発防止策について

算定過程を明確にして市町村とも共有するとともに、改めて課長を含めたラインで算定過程の全てをチェックする体制に見直し、今後このようなことがないよう万全を尽くすこととする。

【市町村別の納付金額】

(単位：円)

市町村名	正しい納付金額 (A)	先に提示した納付金額 (B)	差額 (A-B)
鳥取市	4,798,740,044	4,798,740,044	0
米子市	3,881,434,640	3,883,943,398	△2,508,758
倉吉市	1,404,018,303	1,423,065,619	△19,047,316
境港市	1,021,856,907	1,026,824,802	△4,967,895
岩美町	330,114,340	330,114,340	0
若桜町	95,504,359	97,729,523	△2,225,164
智頭町	231,379,913	231,379,913	0
八頭町	434,198,636	434,198,636	0
三朝町	172,236,495	172,527,087	△290,592
湯梨浜町	442,806,715	451,343,387	△8,536,672
琴浦町	514,636,998	520,783,047	△6,146,049
北栄町	536,485,449	547,253,787	△10,768,338
日吉津村	92,655,317	94,220,082	△1,564,765
大山町	511,364,395	516,293,742	△4,929,347
南部町	311,357,791	311,357,791	0
伯耆町	273,609,690	284,326,213	△10,716,523
日南町	134,309,799	134,309,799	0
日野町	85,928,817	85,928,817	0
江府町	61,785,139	62,448,978	△663,839
合計	15,334,423,747	15,406,789,005	△72,365,258

鳥取県薬物濫用対策推進計画(第2期)のパブリックコメントの実施について

平成31年3月6日
医療・保険課

本県では、薬物の乱用の防止に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「鳥取県薬物濫用対策推進計画」を平成26年3月に策定し、各関係機関が連携・協力して取り組んできました。

このたび、これまでの成果や現状を踏まえ、引き続き、薬物乱用のない社会づくりを進めるため、平成31年4月を始期とする鳥取県薬物濫用対策推進計画(第2期)の案を作成し、県民の意見を募集しているところです。今後、当該意見聴取の結果を踏まえて、計画を策定する予定です。

1 基本的事項

(1) 計画の位置付け

「鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例」第6条に定める推進計画

(2) 計画の構成

以下の3項目の目標を柱とし、それぞれの具体的プランと、各実施機関が取り組む具体策をもって構成している。

- ①県民への教育、学習及び啓発活動の推進
- ②監視、指導及び取締りの強化
- ③薬物依存症等の方への相談・支援体制の充実

(3) 計画期間

5年間(2019年4月～2024年3月)

2 現計画との主な変更点等

全体的な構成はそのままとし、各実施機関の取組内容について拡充等を行う。(下表)

また、鳥取県のおかれた現状等として、新たに県内の薬物事犯の検挙状況や薬物乱用防止教室の開催状況についての記載も充実させることとする。

区分	取組内容
①県民への教育、学習及び啓発活動の推進	<薬物乱用防止教育の充実> ・学校、大学等での薬物乱用防止教室等の開催にあたり、民間の薬物依存症回復施設と連携して、講師派遣等の支援を行う。
	<薬物乱用防止教育の充実> ・小・中学校、高等学校、特別支援学校の薬物乱用防止教育担当教職員、学校薬剤師、薬物乱用防止指導員等を対象に、「薬物乱用防止教育研修会」を開催し、教職員等の指導力の向上や効果的な防止教育の推進を図る。
②監視、指導及び取締りの強化	<医療機関等への計画的な立入検査、監視指導> ・医療機関、薬局などを対象に、麻薬・向精神薬等の適正な取扱いを周知・徹底するための研修会の開催、啓発資料の配布等を実施する。
③薬物依存症等の方への相談・支援体制の充実	<相談に対する的確な対応> ・保健所、精神保健福祉センター、薬物依存症支援拠点機関、警察本部薬物110番などの相談窓口において、本人、家族等からの相談に対して生命・身体への危険性の有無等、相談の内容に応じ、医療機関の受診や薬物依存回復施設を紹介するなど適切な対応を図るとともに関係機関の連携を強化する。

3 経過・今後のスケジュール

平成30年12月下旬	素案に係る各関係機関への意見照会
平成31年 2月8日	鳥取県薬物乱用対策推進本部会議(注)で素案了承
" 2月22日～3月14日	パブリックコメントの実施
" 3月下旬	策定

(注) 鳥取県薬物乱用対策推進本部会議

薬物乱用防止に関する取組を行う民間団体・支援団体(薬物乱用防止指導員協議会、保護司会、更生保護女性連盟、鳥取ダルク、鳥取県PTA協議会)の委員、学識経験者(医師会、薬剤師会、精神科病院協議会)の委員、公募委員から構成。

